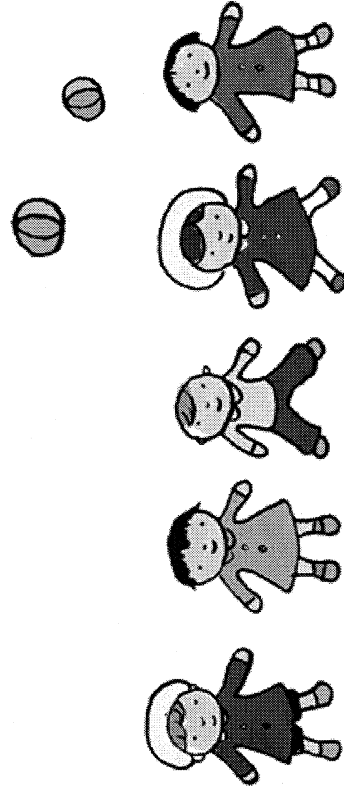


幼稚園と保育所の
両方の良いところを活かす

認定こども園



認定こども園は、
就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい選択肢です

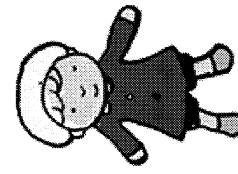
急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中、保護者や地域の多様なニーズに応えるため、平成18年10月から「認定こども園」制度がスタートしました。認定こども園では、子どもの教育・保育・子育て支援を総合的に提供します。

認定こども園は、
幼稚園と保育所の
両方の良いところを活かした施設です

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしなが、その両方の役割を果たすことができる新たな施設です。子育て相談やさらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っています。

「認定こども園」は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものとして、都道府県から認定された施設です。

- ①小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供
保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能
- ②地域における子育て支援の実施
すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能



機能付加

ふかみほ 園

- 幼児教育
- 3歳～就学前の子ども



機能付加

保育所

- 保育
- 0歳～就学前の
保育に欠ける子ども



認定こども園の良いところ！

保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できます。

0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育ちます。

子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援します。



認定こども園には、次のような多様なタイプが認められています。
なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

type 01

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

type 02

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

type 03

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

type 04

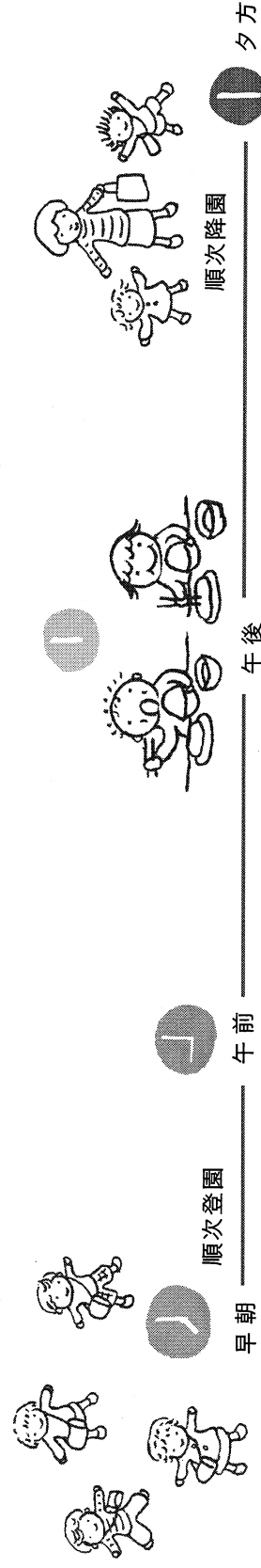
地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園での生活

子どもたちは、認定こども園でこのような1日を過ごします。

認定こども園では、幼稚園教員免許状や保育士資格を持った職員が、子どもの教育・保育を行います。3歳児以上の子どもは学級に入り、担任による4時間の教育があります。保育時間は短時間（4時間程度）・長時間（8時間程度）について柔軟に選ぶことができます。



0～2歳児

保育

3～5歳児

長時間
利用児
短時間
利用児

就学前の教育・保育

共通時間（4時間程度）

※幼稚園・保育所を通じて学級による教育活動が行われます。

地域の子育て支援

子育て相談、親子登園など ※週3日以上

Q and A | 保護者の方々からの代表的な質問にお答えします。

Q01

教育・保育の内容はどうなっているのですか。
また、職員の配置や施設などの基準はどうなっているのですか。

■ Answer

原則として、幼稚園教員免許状と保育士資格をもった職員が子どもの教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われます。また、認定こども園の職員配置や施設設備等の基準については、国が施設の教育・保育環境や安全性などについて示した基準を踏まえて各都道府県の条例で定められています。

Q02

何歳から入園できますか。
また、どのくらいの時間預かってもらえますか。

■ Answer

認定こども園はすべての0～5歳児を対象とした制度です。幼稚園と同様の1日4時間程度の利用や、保育所と同様の1日8時間程度の利用など、子どもに合わせて柔軟に保育時間を選ぶことができます。受け入れる年齢、具体的な受入時間は施設によって異なりますので、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q03

入園の手続きはどうするのですか。
入園の選考は、誰が、どのように行うのですか。

■ Answer

入園したい施設に直接申し込み、契約を結んで入園することになります。入園希望者が多かった場合、施設があらかじめ公表した方法で選考を行います。その際、施設は、母子家庭や児童虐待防止の観点から、特別の支援を必要とするご家庭に配慮することになっています。詳細については、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q04

利用料は今と比べてどうなっているのですか。

■ Answer

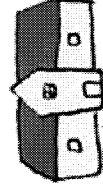
利用料は、施設ごとに定めることになっています。ただし、認定こども園の認定を受けた保育所は、所得額によって利用できないということがあります。らないように、保育の実施にかかるコストと保護者の家計に与える影響を考慮して定めるようになっています。具体的な保育料については、利用を希望される施設にお問い合わせください。

Q05

認定こども園で行っている子育て支援のサービスを利用したいのですが、どうすればいいですか。

■ Answer

認定こども園では、地域の子どものための子育て支援を行うことになっています。各施設では、子育ての相談や情報提供、未就園児の親子登園や一時預かりなど、さまざまな取り組みを行っています。各施設でのサービスの内容や利用方法については、利用を希望される施設にお問い合わせください。



お問い合わせ

文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室

Tel: 03-6734-3136 / 03-3595-2226

E-mail: info@youho.go.jp

幼保連携推進室のホームページもご覧ください。

<http://www.youho.go.jp/>